

## 第2回 国際関係専門部会 議事録

1. 日 時 平成15年4月10日(木) 13:30~15:50

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用220会議室

### 3. 出席者

専門部会委員

遠藤原子力委員長代理(部会長) 竹内原子力委員、下山参与、鳥井参与、町参与、青木委員、浅田委員、石川委員、石橋委員、岡崎委員、河原委員、神田委員、宅間委員、千野委員、馬場委員、松田委員、目黒委員、田中委員

原子力委員会

藤家原子力委員長

内閣府 永松大臣官房審議官、榊原参事官(原子力担当)

外務省 軍備管理軍縮課 小笠原課長

科学原子力課 篠原課長

文部科学省 原子力課 中西課長

経済産業省 原子力政策課 岡谷企画官

### 4. 議 題

部会長挨拶

- (1) ロシア非核化協力
- (2) 原子力損害賠償制度
- (3) 原子力国際協力
- (4) 核燃料サイクルについての国際的動向
- (5) 保障措置についての最近の動き
- (6) その他

## 5．配布資料

- 資料国第2 - 1 - 1号 ロシア核解体協力
- 資料国第2 - 1 - 2号 日露原潜解体協力（「希望の星」）
- 資料国第2 - 2 - 1号 原子力損害の賠償制度について
- 資料国第2 - 2 - 2号 原子力損害賠償制度をめぐる国際的動向について
- 資料国第2 - 3 - 1号 文部科学省における国際協力について
- 資料国第2 - 4 - 1号 核燃料サイクルに関する主要国の動向について
- 資料国第2 - 5 - 1号 保障措置についての最近の動き（IAEA追加議定書）
- 資料国第2 - 5 - 2号 核物質防護条約
- 資料国第2 - 6 - 1号 第1回国際関係専門部会議事録（案）
- 参考資料1号 国際関係専門部会 構成員

## 6．議事概要

### [ 部会長挨拶 ]

遠藤部会長より、原子力をめぐっての国内状況と国際状況について、以下の報告があった。

### （遠藤部会長）

- ・我が国の現在の原子力をめぐる情勢は、非常に厳しいと認識している。特に、核燃料サイクルについて甚大な影響を及ぼしている。原子力委員会は、委員会ができた1956年から、核燃料サイクルを日本の原子力政策の基本に据えており、現在においても不変である。内閣においても、或いは国会においても、かつてのサイクル機構設立法案のとおり、ある意味での国策にしている。ところが、この核燃料サイクルの進捗が遅れている。一方では、日本がフランス及びイギリスに委託している再処理の結果精製されるプルトニウムを持って帰れと言われる。国際約束上、いずれ持って帰らなければならないが、その使い道がない限り難しい状況である。さらに、国内においても六ヶ所村の再処理工場の操業が近くに迫ってきており、ここからのプルトニウムをどのように処理していくかが課題となる。第一歩としてはプルサーマルしかないと考えるが、そのプルサーマルが動いていない。このようなことから、何とかまずプルサーマルを立ち上げ、ひいては高速

増殖炉につなげていく必要がある。しかるに、その高速増殖炉も、この間の名古屋高裁の「もんじゅ」に対する判決のように、そう簡単には進まないと考えられる。こういう状況の中、原子力委員会は、是非こういうことで核燃料サイクルは必要なのだという全体像を示してご理解を頂けるよう、近いうちに核燃料サイクル確立に向けた論拠なりペーパーなりを提示する予定である。その際には、是非委員各位のご批判を仰ぎたい。

- ・アメリカについては、殊にブッシュ政権になり、核燃料サイクルを見直すべきとの声が出始めていると考える。まず、2030年ごろにアメリカでの軽水炉の寿命が終わる時期を目指して、その時にどういう原子炉を導入すべきかを念頭に置いた第4世代原子力システムの研究を、日本も含めた国際協力で進めている。現在6つの炉型が絞り込まれ、その内4つの炉型は核燃料サイクル、つまり高速炉を中心に置いた炉型である。また、アメリカではスリーマイルアイランドの事故以降、新規の原発建設は行われていないが、2010年までに1基は新規建設することを目標とした原子力2010計画で、突破口を開こうとする動きもある。さらに、先進燃料サイクル・イニシアチブを発表し、これに基づいて核燃料サイクルも検討すべきとの方針を出している。
- ・次に欧州では、北欧・西欧、中欧（旧東欧）及びロシアの3つに分けて考察する。まず、ロシアについては、原子力は外貨獲得の旗手との位置づけで、原子力産業には非常に熱心である。国内での原子力産業のため、国外で資金を調達するということから、インド、中国、イランでのVVER-1000の国際的な建設をしている。ウラン濃縮についても国際展開を計っており、使用済燃料の中間貯蔵ビジネスについても熱心である。

中欧ではEUに入るにあたり、原子炉の安全性改善や極端には廃炉をEU側から要求されている。資金難が問題ではあるが、中欧では今まで原子力に頼るところが大きく、基本的には原子力に極めて前向きと考えられる。

北欧・西欧では、欧州統合や電力自由化の観点から見るべき点も多いと考える。電力の国際間融通が大きくなっており、どこかの国が原子力をやめても他の国で行えばいいのであって、そのような観点から見る必要もあろう。フランスは相変わらず原子力立国を継続しており、北欧のフィンランドもある意味で原子力をこれから開発しようという意向を示している。確かにドイツは原子力のフェーズア

ウトを今の政権はとっているが、これも考えようによってはいい所があり、このドイツの政策があるがゆえに、現在の原子力発電所の稼働なり、使用済燃料の輸送についてはむしろ問題が起こらなくなっている。このため、問題の先送りをしている感もある。フランスとフィンランドを除いては全体としてトーンダウンの形勢にあるが、欧州全体として見るべき点もあると考える。

- ・最後にアジアは多様性に富む地域であるが、その中で韓国、中国、日本、それから台湾は原子力に意欲を示しており、その後続国として資金調達の課題はあるもののベトナム、インドネシアで原子力への意向が示されつつある。南アジアでは、インドの原子力にける意欲は強く、隣のパキスタンはインドに対抗するところもあり、同様に意欲を示している。このように、アジアの原子力への意欲は非常に強いと考える。
- ・以上、鳥瞰図的な考察ではあるが、このように、日本を除き世界は原子力や核燃料サイクルから撤退しているという認識は間違いである。脱原発も一部分にあるのは事実であるが、世界全体を見た場合、むしろ脱原発というのは、為にする議論、一部分を見た議論ではないかと考える。

#### ( 1 ) ロシア非核化協力

外務省 科学原子力課 篠原課長より、ロシアの核解体協力について資料国第 2 - 1 - 1 号に基づいて説明があり、引き続き、外務省 軍備管理軍縮課 小笠原課長より、日露原潜解体協力について資料国第 2 - 1 - 2 号に基づき説明があった。

( 遠藤部会長 ) これからは資金を出すだけでなく、日本の技術やノウハウをロシアの非核化プロジェクトに使っていきたいと考える。しかし、現実には虚々実々の部分もあり、そういうことを踏まえて、どうしたら日本の技術なりが関与できるか取り組んでいく必要がある。

( 神田委員 ) ウラジオストクの現場では、放射線の基準が日本とはけたが違っており、そういう基準で作業しているところに、もし日本の法律により日本人が参加しても仕事にならないのではと心配している。現地調査が必要と考える。技術があっても、ルールが違うところでどういう協力をするのか、どういう調整をするのか。

( 小笠原課長 ) 今交渉されている枠組は、ズヴェズダ造船所を実施主体として、ロシアの政府機関ないしはそれに準ずる機関をもう一方の当事者として、請負契約的

なものを結び、この請負契約に基づいてロシア側で解体作業を行い、その作業がきちんと行われているかを我々が見守りつつ、節目節目で成果に応じて資金を出す形を考えている。したがって、交渉の結果次第ではあるが、ロシア側で雇う人たちが現場で働くことが想定されている。

（岡崎委員）低レベル液体放射性廃棄物処理施設の立ち上げの時に、一番直接的に懸念されるのは液体廃棄物の処理の問題であり、したがって貯蔵施設ではなく処理施設を作るべきと提言した。その処理施設が完成し、適切に運用されているかどうか、或いはその主体がきちんと処理に当たっているか伺いたい。

もう1点は、今後大量の原潜解体に当たって、本液体廃棄物処理施設で十分なのか、或いはこの処理施設の将来の構想について伺いたい。

（小笠原課長）低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」に関しては、現在適正に運用されていると認識している。また、「すずらん」の容量自体は十分大きく、現在想定されている退役原潜解体に伴う廃棄物の処理能力として十分と考えている。

（浅田委員）原潜の解体事業では、事故が起こった場合にどうするかという問題が重要と考える。この原潜解体の事業について、そういった手当て等をどのようにしているのか。K E D Oの場合では、アメリカ議会で慎重にすべきという議論が出た記憶がある。

もう一つは、核解体で、2000年協定のいう余剰プルトニウム34トン、S T A R T 1での廃棄対象に相当するはずである。その後のモスクワ条約については、削減した弾頭の貯蔵が可能という解釈をアメリカがしており、他方、交渉中ロシアは削減したものは廃棄する立場であった。その後、ロシアがアメリカに近い立場に変えるという話もあり、それによってS T A R T 1の34トンからさらに廃棄の対象となる弾頭の数とプルトニウムの量が変わってくる。現在、ロシアはモスクワ条約上の削減対象についてどのような扱いをしようとしているのか。

（小笠原課長）前者の損害賠償に関しては、日露非核化協力委員会発足のときの設置協定である93年の日露二国間協定で手当てをしている。この協定の10条に、ロシア内で発生した損害に関してはロシア連邦政府が損害賠償責任に任ずる旨の条文がある。

（篠原課長）34トンの余剰兵器プルトニウム処分については、交渉が現在進行中

であるところ、今後の論点として、34トンを超える部分についてどう考えるかも視野に入れている。ただ、具体的にロシアがそれをどうしたいのか、或いはどういう考え方を持っているのかについては、今現在G8の枠の中では具体的に話されていない。まだ米露あるいはロシア一国の中で検討されている状況ではないか。

(下山参与) 1つは、90年の初め位から原潜解体に関していろいろ実施していることはわかるが、全体のプログラムが余り見えてこない。それをきちんと一遍つくる必要があると考える。個別に項目が出てきても全体がわからないため、民間としてどういう協力ができるのか、どういう範囲が可能なのかがわからない。

もう1つは、ヨーロッパ側での同様の活動では、欧州復興開発銀行から1億ユーロ位の資金を出すことが5年間交渉して決まったということで、何カ国かが集まって対応している。太平洋側では日本だけであるため、日本のほかに韓国或いは米国など関係国となり得る国とプロジェクトを組むことも考えられよう。

(小笠原課長) 全体の構造がどうなっているかという点に関しては、ロシア全体の問題として東側と西側の両方に解体されるべき原潜があり、西側の方についてはヨーロッパ諸国が中心となって、ロシア側とMNEPRというアンブレラ協定の交渉を鋭意進めており、そのアンブレラ協定の下にぶら下がる形で個別の協定を結んで具体的なプロジェクトが進められることが想定されている。東側の方については、ご指摘のとおり、米国による原潜解体の実績がある。今、日本が手がけようとしているヴィクター級の原潜解体にも、米国が作ったインフラストラクチャーが相当程度利用できるのではと期待している。東と西を合わせた全体については、G8グローバル・パートナーシップがその全体構図を明らかにするもので、今度の仏エビアン・サミットでは、全体としてどういうプロジェクトが動いているかが何らかの形で出てくるのではと考えている。G8の中で協調しながら進めていくことが、G8グローバル・パートナーシップの哲学であり、それに沿って日本が何をすべきかを考えている。まさにご指摘のとおりの方角で進んでいる。

(石川委員) 原潜の解体で大事な点として、放射性廃棄物として貯蔵すべきものと外に出せるものとの区別が、まだ国際的に完全に合意されているわけではなく、各国の主権に属していることがある。しかし、外へ出されるものの中に相当量の放射性物質などが含まれないよう、確認位はきちんとしておくべき。また、IAEAなどで合意されている基準に準拠していることを念押ししておいてもよからう。

それから、神田委員が言われたように、しっかりした方に一遍現地を見てもらい、どの辺にどのような技術的な問題点があるのか確認して損はなかろうと考える。

(小笠原課長) 1点目に関して、実施取り決めの中にも安全性の部分については、国際的な基準を満たすようにとの文言を入れるべく、現在交渉に努めているところである。

(遠藤部会長) 2点目のご指摘については、まずはムルマンスク、やがてはウラジオストクの極東の方に、民間が調査団を送る方向と聞いている。

(町参与) IAEAにはモナコに海洋研究所があり、北海などに原潜が燃料を入れたまま沈んでいるので、その燃料からの核分裂生成物漏洩の有無や、海洋の放射能汚染の程度などを調べている。こういう機関をぜひ活用し、日本に近い側についても少しIAEAを使うことを考えてしかるべき。

(遠藤部会長) この問題はこれからも続き、今後日本がどのように関与していくべきか、並びに、資金ばかりでなく技術的にも或いは産業的にもどうやって関与していくか、ということ念頭に置きながら、委員各位と共にフォローしていきたい。

## (2) 原子力損害賠償制度

文部科学省 原子力課 中西課長から、資料国第2-2-1号と資料国第2-2-2号に基づき、原子力損害賠償制度に関する説明があった。

(遠藤部会長) アジアについては損害賠償体制が未整備であって、もし我が国近隣で原子力損害事故が起こった時には、国際的な救済スキームがないため二国間で話をする以外に方法がない。他方、日本が原子力資器材の輸出国になった時に、先方で事故が起こった場合のマルチのシステムとしての救済措置がない。これらのことから、日本は原子力損害賠償条約に早く入るべきと言い続けてきた。是非この問題についてのご意見或いはご質問等々お願いしたい。

(石橋委員) まず資料国第2-2-1号に関して、現在の国内の損害賠償制度は必ずしも十分ではないと考える。JCO事故のその後の経過を見ると、結局親会社あつてのJCOであり、親会社、関連会社の責任も法律で定めておく必要がある。例えば、建築とか土木などでは親会社の責任がはっきり認められており、原子力でも法的に措置をしておく必要があるのではないか。幾ら無限責任といえども、財政的な力のない会社が大きい事故を起こした場合、例え国会が援助するといっても、

国民感情として100%そうですかとは言えないものと思われる。

次に、資料国第2-2-2号の考え方には賛成である。今後MOX燃料とか高レベル廃棄物の海上輸送が10年、15年の間に頻繁に発生すると考える。海外の人からよく聞かれることであるが、この時、海上で何らかのトラブルなり事故があった場合に、日本の責任を明確にしておく必要がある。それには、この資料の方向性により早急に制度化する必要がある。

(神田委員)日本がウィーン条約にもパリ条約にも入っていないため、特にアジアの国々に対して原子力損害賠償を説明する場合に抵抗がある。まず、日本が例えばウィーン条約に入るとした場合に一番の問題点は何か、またこれをどう分析しているのか伺いたい。次に、ウィーン条約の場合には最低責任限度額を2桁位上げており、条約の批准・発効などに疑問もあるところ、これに対する我が国対応は如何。

関連して、先々週ぐらいまでパナマ運河の保険の問題 - パナマ運河を通る保険の金額は誰がどのように見積もって誰が責任を持つか - が米国で取り上げられており、我が国も無視できない問題であることから、その状況如何。

(中西課長)日本が原子力損害賠償条約に入っていない主な理由として、我が国では賠償措置額について段階的にリスクの大きさに応じて定めているところ、そういう枠組みを提供している条約はなく、ウィーン条約にしても補完的補償条約にしても措置額は一本であり、それと整合をとって全部3億SDRに引き上げるかという問題が大きいと考える。リスクの少ない事業のみの所もあり、この点よく検討する必要がある。その他、原子力損害賠償の定義を個別列挙している条約と、放射線による損害という記述をしている国内法での一般的な書きぶりとの間の包含関係など、難しい問題があるように承知している。

また、ご指摘のとおりウィーン条約では最低責任限度額を500万ドルから3億SDRへ2桁位上げており、当時の反応は余り承知していないものの、我が国体系では原子炉であれば賠償措置額600億円であり、むしろ上回っている状況にある。

(下山参与)日本は賠償措置額を600億円に上げたので、発電用原子炉についてはウィーン条約より高くなっている。但し、輸送などではこれより低い額が設定されており、もし条約のように一本化すると、その間を国が代理的に補償しなければならず、その点が日本として難点ということである。しかし、ウィーン条約に加盟するに際して国内法律上で解決不可能の問題は特段なく、要は条約に入るニーズを

どこまで理解するかである。日本の立場から見ると輸送問題も含めて損害賠償制度は必要なので、日本からイニシアティブをとることが肝要である。原子力委員会並びに政府には是非とも条約に入るつもりで頑張ってもらいたい。いまだにそのアクションがとれていないところが問題である。韓国は既に国内法は準備を整えており、米国も補完的補償条約なら入ろうと上院の外交委員会にドラフトが回っている。

(河原委員) 電工会の代表としての意見であるが、K E D Oでは正に損害賠償問題で悩んでおり、本件がネックになっている。さらに、中国或いはフィンランドへの原子力輸出対応などで一層の努力を続けている。是非早く方針を決めて、前向きに進めて頂きたい。

(浅田委員) 原子力損害賠償条約では、裁判管轄権の所在などの関係が、条約により比較的複雑となっている。例えば、補完的補償条約だけに入る可能性もあるが、その中にウィーン条約、パリ条約を優先的に適用するなどの規定がある。そういう意味では、補完的補償条約だけでなく、ウィーン条約あるいはパリ条約そのものにも入る方向で考えて頂きたい。

さらにウィーン条約に入る場合には、改正議定書の方に入るべきと考える。改正議定書と元々のウィーン条約との違いは、海上輸送等が入っているかどうかである。この部分は、放射性廃棄物とかプルトニウムの輸送等と直接に関係するので、入るなら改正議定書とすべき。改正議定書はあと1カ国で発効するようであり、日本としては発効の方向で貢献したことにもなる。早急にこの方向で進めて頂きたい。

(石川委員) これまでの例から一つ。維持基準はもう十何年ぐらい前から議論して、2000年にはできていたのに、やろうとしてやらなかった役所があり、それで今、原子力発電所が十何基止まっている。いろいろな問題があって、のどにとげが刺さるような所があるとは思いますが、条約への加入も長く停滞しているところ、もし必要であるならば、委員ももう少し強い権限を持って進めることを希望する。

(遠藤部会長) 法律的には現行法とどういう関係があるかは、既に原子力委員会のスタディーグループで洗ってある。条約に入るには国内法を変える必要があるため、原子力委員会の正式な部会としてなるべく早く開始したいと考えている。もし事故が起こったのでは遅過ぎることもある。ぜひ各委員のご支援を頂きたい。

(松田委員) ご質問のあったパナマの保険の回答は如何。

(中西課長) パナマ運河を通る使用済燃料とかガラス固化体を積んだ船に関して、

パナマの運河庁が懸念を示しており、十分な保険が掛けられているかについて、B N F L、C O G E M Aを含む英仏の事業者とパナマ運河庁で話し合いが進展しているものと承知している。

### (3) 原子力国際協力

原子力の国際協力について、資料国第2 - 3 - 1号により、文部科学省 原子力課 中西課長、外務省 科学原子力課 篠原課長及び経済産業省 原子力政策課 岡谷 企画官から説明があった。

(遠藤部会長) ここで、日本原子力研究所(原研)と核燃料サイクル開発機構(サイクル機構)の2法人統合との関係における国際協力について申し上げたい。

原子力の国際協力を私なりに大別すると、まず核融合、加速器あるいはレーザーなど主として先進国間で行われている水平協力のような形態がある。もう一つは、垂直というか或いは斜めというか、人材交流も含めて所謂ODA的な協力がある。最後に、広い意味での核不拡散に対する協力で、これは国際公共財的な要素を受けた協力と考える。大きく分けてこの3つ位の協力形態があり、相当部分を今まで原研とサイクル機構で実施してもらっていたが、両機関とも人材育成、或いは平和維持、平和協力、核不拡散に対する協力は、本体業務に入っていないと承知している。例えば、核燃料サイクルで言えば、日本の核燃料サイクル確立の一環としての協力であって、いわゆる国際公共財に対する協力ではなかったと理解している。しかし、今度2法人統合により日本で唯一の巨大な研究開発機関ができることから、国際公共財に対する協力、或いは垂直的な協力を是非本体業務に入れて頂きたいと考える。

(岡崎委員) ご指摘があった2法人統合について、まずご報告申し上げたい。原子力委員会の長期計画や2法人統合に当たっての原子力委員会での審議での、国際協力あるいは核不拡散に対する責任をきちんと果たすべきとの意見を踏まえて、文部科学省の中に設けられた準備会議から昨年8月に基本方向が出されている。その中でも明確に、新法人における5つの使命の1つとして、原子力平和利用に徹することと、原子力国際協力及び国際核不拡散強化への寄与を大きな柱に立てて頂いている。今それを受けて、サイクル機構と原研との間で、具体的にどのような業務で責任を果たしていくのか、或いはその責任を果たす組織体制はどうあるべきかについて、懸命に努力しているところであり、この中から部会長のご指摘に応えていき

いと考えている。

ここでお願いしたいのは、1つは不拡散の問題について、今まで必ずしも明確に原研あるいはサイクル機構の業務の中に位置づけられていたわけではなく、どちらかといえば国からの業務の指示あるいは委託のような流れの中で行われてきたことに対して、今後、独立行政法人になることから、ぜひ新法人の基本目標か或いは法律の中にでも明確にその業務を位置づけて頂きたい。このことが、今後仕事をきちんと行っていく上でも大事な点と考える次第である。同じことが、例えば開発途上国に対する人材育成や安全に関する協力という観点からも、大事な視点と思料する。水平協力的な点は、新法人の業務の中での大事な仕事とすることで恐らく問題ないと思うところ、ご指摘のあった2つの点については、当事者努力は当然として、ぜひ新法人の業務の中にきちんと位置づけて頂きたい、重ねてお願いしたい。

今の点以外に1つ。原子力長期計画の中では、国際的な問題について主体的、能動的あるいは戦略的に取り組むべきと指摘している。前回、ITERについて原子力委員会あるいは総合科学技術会議の検討にお礼を申し上げたが、その後、文部科学省の科学技術学術審議会の中等々で、核融合について戦略的な方向を打ち出して頂きつつある。原子力委員会の核融合専門部会でも同様の方向で審議頂いていると理解している。核融合では、戦略的に将来のエネルギーに向かって取り組むべきとの方向が打ち立てられつつあり、これも感謝申し上げたい。

また、第4世代原子力システム（Generation-IV）に関する最近の動きとして、特に原子力による水素製造について、単に米国あるいは仏国との関係ではなく、国際的に戦略的に取り組んでいくべきとの議論が起こりつつある。原子力委員会の場においても、戦略的に Generation-IV について取り組むべき姿は何かを審議頂き、その方針のもとに研究開発を進めたく、今後ともご指導を御願いたい。

（神田委員）米国では、先進燃料サイクル・イニシアチブ（AFCI）が今年度予算に計上され動き出したが、これは Generation-IV を超えるスケール、予算であると思う。その中の一つの柱として核不拡散が重視されており、核拡散抵抗力の強い再処理技術として、プルトニウムに不純物が混じった状態で再処理するパイロ・プロセス、いわゆる乾式再処理が取り上げられている。Generation-IV では我が国はすぐに対応したが、今度のAFCIには何か対応する準備はあるのか。

（藤家原子力委員長）AFCIについては、今の原子力長期計画の中にも明確に位

置づけがしてあり、サイクル機構を中心に、乾式あるいは先進湿式などの技術を検討している。近々その進捗状況を聞いて、先へ向けての展望を開こうと思っている。また、原子力委員会の革新炉検討会の中でも炉型概念と共にその重要性を明確にするようお願いしており、恐らくは早い段階である程度が目鼻が立てられると思う。

それから、岡崎委員の原子力による水素製造の点では、日本でもかつて原研で高温ガス炉と同時にガス冷却高速炉の議論をしており、現在幾つかの可能性を探っている。特に、高温ガス炉とその先進型炉の位置づけについて、原子力発電・サイクル専門部会並びに研究開発専門部会で近々検討して頂くよう議論している。

(宅間委員) 一昨年の原子力長期計画は、3部作になっていると理解している。第1部は、まさに今の日本にとって原子力開発はどういうことかという哲学を皆さんに語る部分。第2部は、それを実現する技術的手段として、こういう方向を目指すという部分。第3部は専門部会であり、ここで具体的なアクションプランを作っていく。昔の原子力長期計画では、基本方針とアクションプランが一緒であったが、アクションプラン部分を第3部の専門部会で検討するが今の本来の姿だと考える。

この観点から、例えば損害賠償についても、専門部会の場で国際条約にいつ頃までに入る、そのためにはどのように国内法を整備すべきかのアクションプランを作っていくべき。或いは、今の Generation-IV を展開して2法人の中でどのように検討すべきか、そのターゲットとしていつ頃にどの位のことをすべきかのアクションプランを専門部会で詰めて頂きたい。その上で、これらを国民に問うて頂きたい。

(遠藤部会長) ご指摘のアクションプランに関しては、原子力損害賠償の問題では、何時というものは別としても、このことを早くすべきというご意見を、是非この国際関係専門部会から頂きたいと思う次第。Generation-IV については、主に革新炉検討会と思料するも、ご指摘の点は理解。

(町参与) 2点だけ。原子力予算の中で、「国際社会と原子力の調和」への割り当てが205億円。これは原子力予算全体の約4%であるが、この内82億円が核不拡散、72億円がIAEAの分担拠出金であり、都合75%位が定常的な経費になっている。このため、いわゆる積極的な国際協力あるいは持続的な原子力推進に割り当てられている予算はかなり少ない。特に、アジア各国との協力活動であるFNCAの予算は1.8億円であり、国際協力の予算の0.9%しか割り当てられていない。これからさらに活動を充実させていく意味で、是非その予算をお考え頂きたい。

もう1点は、二国間原子力協定の中に韓国が入っていない。FNCA等での韓国とのつき合いでは、国際的にも国内的にも原子力を頑張っている。先方の原子力局長等と話しても、日本が進んでいる面、例えば放射線利用、RI製造、原子力発電炉の設計などで日本との協力を期待しているように思う。日本にとっても韓国と協力するのは大事なことと思うので、韓国との二国間協力も是非考えて頂きたい。

(遠藤部会長) 日本の場合、どういう場合に原子力協定を結ぶかというのは、他国と少し違うかと考える。日本が原子力協定を結んでいる国は今6つある。その内5と1に分かれ、5はアメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス及びフランスで、あと1つは中国である。日本の場合の原子力協定は、日本と相手国との協力が平和維持にのっとっていることを確認あるいは証拠立てるのが目的であって、5つについては、先方から供給される原子力資機材が平和のためであるという先方の意向が働いている。中国の場合は、日本からの原子力資機材が平和のために使われるとする日本からのアプローチがあった。このように、少なくとも従来のプラクティスからは、必ずしもいわゆる国際協力を目的としておらず、この点が各国とは違うため、誤解されているところがある。個人的には必ずしも原子力協定を結ばなくとも、国際協力はできるものとする。

#### (4) 核燃料サイクルについての国際的動向

経済産業省 原子力政策課 岡谷企画官から、資料国第2-4-1号により、核燃料サイクルに関する国際的な動向について説明があった。

(遠藤部会長) 核燃料サイクルに関連して、是非ご支援とご協力を頂きたいのは、放射性物質の国際輸送の問題である。今後十年から十数年は国際輸送をやらざるを得ない状況で、高レベル廃棄物の返還とプルトニウム・MOXの返還の2種類がある。輸送ルートは南太平洋、南米、パナマ運河の3つで、それぞれ一長一短があり、かついずれも難しい。パナマについては先ほどの議論のように保険の問題があり、チリについてはチリ国会における排他的経済水域に対する国内法、この国内法は国際法に違反していると考えるが、いずれにしてもチリ国内法の問題がある。南太平洋については、この水域の輸送利用にウェートがかかっており、ニュージーランド等々を中心とする反発がある。このような困難さの中で十数年間の継続が必要であることから、粘り強く、可能であれば均等に、かつ長続きするように輸送を続けざ

るを得ない。本件は、殊にORC、電事連等々で苦勞されているので、ぜひ原子力界全体としてバックアップ頂きたい。また、至近距離にある一つの大きな問題として、今年の7月にIAEAで国際輸送の問題についての会議がある。会議をしようと言い出したのは、反対論者である南米諸国なり、ニュージーランドなり、南太平洋の諸国であって、これを何とか乗り切る必要がある。次第に状況は難しくなっており、本会議についてもご理解、ご協力を頂きたい。

(石橋委員) 今、部会長の方からご理解ということであったが、ORCで出されているハンドブックがあると承知しており、これが公開されていない。公開できるものか否か、また例えば国会の求めがあれば提出できるものか否か、ORCにお伺いしたい。

(馬場委員) ご指摘の資料はORCハンドブックであり、これには、日本原電を含めた電力10社と英・仏の再処理会社との契約による商業的な機微情報が入っていることから、一般には公開しておらず、関係者限りとしている。

(松田委員) 部会長から放射性物質の国際輸送について心強い発言を頂き、当事者の一人として感謝。前回会合で、現在の我が国の諸外国との外交関係の中で、友好国との間にトラブルを生じている一つの種がこの国際輸送である旨特に発言した。捕鯨問題とこの国際輸送問題はなかなか厳しい状況にある。部会長はパナマに言及されたが、その横にあるカリブ十数カ国が国連の中のブロックとしてかなり強い力を持っている。太平洋諸国や南米の関係国もそのとおりである。しかし、これはせねばならぬ輸送であり、何とか外交上の努力を払って維持しているところ、ぜひ国内の関係各位から本件の重要性についての声をますます頂きたい。

#### (5) 保障措置についての最近の動き

外務省 科学原子力課 篠原課長より、資料国第2-5-1号及び資料国第2-5-2号に基づいて、最近の保障措置に関する説明があった。

(遠藤部会長) IAEA追加議定書と核物質防護は、輸出管理と合わせて核拡散を防止する最も現実的で効果的な手だてと考えている。したがって、この追加議定書にもっと多くの国が、少なくとも我が国近隣のアジア諸国が入って欲しい。北東・南東アジアで入っているのは、中国、日本とインドネシアの3カ国である。さらに、アメリカが入っておらず、世界の大国であるアメリカが入ること、この2つが最も

重要と考える。核物質防護については、なるべく早くこの新しい条約が効力を発生するよう望むものである。

(岡崎委員) 大変機微な問題かもしれぬが、我々が大変懸念している北朝鮮のNPT脱退の問題について、外務省あるいは部会長から何かお話は有りや。

(遠藤部会長) やはりNPTは守るべきものであり、インド、パキスタンの核実験の制裁もはっきりしなくなっている状況は遺憾であり、北朝鮮の状況も遺憾である。NPTは国際規範だと思うので、立て直しをまじめに考える必要がある。

(篠原課長) 北朝鮮に対して、NPTにとどまっていることを再確認すること、IAEAの保障措置協定を遵守すること、必要な核施設を凍結すること、そのためにまずIAEAと対話を開始して欲しいこと等を今あるチャンネルを通じて粘り強く言ってきているし、これからも言っていく努力が重要なのではないか。

#### (6) その他

事務局より、本日の議事録は事務局で作成し後日配布させて頂きたい旨、また次回会合については部会長と相談の上、別途ご連絡させて頂きたい旨発言があった。

以 上